

佐賀県が進める「先進的ICT利活用教育推進事業」の現状

佐賀県教育庁教育情報化推進室

1. 概要

佐賀県教育委員会では、ICT利活用教育は学力向上の有効な手段であり、今後の教育を左右する喫緊の課題と捉え、教育の情報化に取り組んでいる。

特に、平成23年度からは、教育の情報化の推進目標と工程を具体化した「先進的ICT利活用教育推進事業」を、佐賀県総合計画2011において県の最重要施策に位置づけ、全県規模で取り組んでいる。

そこで、本県の取組が、全国的な取組として広がりつつある教育の情報化の推進の参考となればと考え、事業化の背景と現状等について整理した。

2. 環境整備（主に、理念及びハード面の主な取組）

佐賀県教育委員会では、これからの学校教育の在り方を考えたとき、

- ・近年の高度情報化やグローバル化に伴う学習環境の変化への対応が急務であること
- ・新型インフルエンザや風水害等の自然災害発生時や不登校など、通常の学校や教室での学習が困難な場合にも良質な学習環境を確保・維持できる教育手段の確立が時代の要請であること
- ・PISA調査（OECD（経済協力開発機構）が実施する生徒の学習到達度調査）等、学力の国際比較における韓国やシンガポール等のいわゆる情報教育分野の先進国との結果比較において、我が国の学力が必ずしも優位にあるとは言えない状況にあること

などから、早急に、21世紀の学校教育に求められる新たな教育手法を構築する必要があると考え、国内外の教育実践や文部科学省等でこれまで実施されてきた実証研究の結果等を検証した結果、ICT利活用教育は学力向上や教育の質の向上につながる有効な手段であり、今後の教育を左右する喫緊の課題と判断し、全県規模で教育の情報化の推進のための取組を続けている。

特に、平成23年度には、教育の情報化の推進目標と工程を具体化した「先進的ICT利活用教育推進事業（以下「推進事業」という。）」を、佐賀県総合計画2011において県の最重要施策に位置づけ、事業推進の意向を明確化するとともに、事業推進のための専任組織として、教育情報化推進室を教育庁内に設置した。

この教育の情報化については、国では、平成18年に「IT新改革戦略」が、また、平成21年に「i-Japan戦略2015」、さらに平成22年には「教育の情報化に関する手引」が公表されるなど、教育の情報化に向けた継続的な取組が進められてきたが、平成23年4月には「教育の情報化ビジョン」が策定・公表された。

その中には、「21世紀にふさわしい学びと学校の創造」を目指した国の総合的な方策が示されており、その工程表には、2020年度の21世紀にふさわしい学校教育の実現にむけて、「安全安心な環境のもと、児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進」が明示された。

あわせて、平成23年度から本格実施となった新学習指導要領においても、各教科等の指導にあたって、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できるようにするための学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、総務省「フューチャースクール推進事業」や文部科学省「学びのイノベーション事業」などの実証研究が、全国各地の学校や教育委員会を対象に取り組まれることとなった。

本県でも、これまで教職員1人1台の校務用パソコンの整備や電子黒板の試行的導入、県独自のeラーニング教材の開発、家庭学習の充実を目的としたインターネットを活用した学習プリント配信システムの試行的運用等、様々な形で教育の情報化の取組を進めてきたが、平成22年度には、総務省「フューチャースクール推進事業」の実証校に佐賀市立西与賀小学校（翌年、文部科学省「学びのイノベーション事業」においても指定）が、また、総務省「地域雇用創造ICT絆プロジェクト（教育情報化事業）」の対象校に佐賀市の赤松小学校と若楠小学校、武雄市の武内小学校と山内東小学校が選ばれるなど、小学校におけるICT利活用教育の本格的な実証研究が始まった。

こうした状況を踏まえ、先述のとおり、佐賀県教育委員会では、平成22年11月に県独自の事業計画として推進事業の策定を行い、平成23年度からは、佐賀県総合計画2011においても県の最重要施策に位置づけ、県立致遠館中学

校（併設型中高一貫教育校）を中心に県立中原特別支援学校（病弱の中学部）並びに玄海町及び太良町立の中学校を対象に、県独自の実証研究に着手するとともに、特別支援学校におけるICT利活用教育の在り方を検証することを目的とした東京大学先端科学技術センターとの共同研究にも取り組むこととした。あわせて、平成23年8月には、県立武雄青陵中学校（校舎分離型の併設型中高一貫教育校）が総務省「フューチャースクール推進事業」及び文部科学省「学びのイノベーション事業」の実証校としての指定を受けたことから、総務省や文部科学省からの支援も得ながら、県独自の実証研究の取組を強化することとした。

また、推進事業が全県での取組として確実に定着するよう、県及び全市町（※佐賀県には、区と村はない）の教育長等からなる「佐賀県ICT利活用教育推進本部」を組織し、県と市町とが互いに連携、協力しながら、教育の情報化に取り組むこととした。

推進事業では、全普通教室に各1台の電子黒板と全児童生徒に1人1台の情報端末（※佐賀県では「学習者用端末」と呼ぶ）、並びに校内無線LAN環境を整備するとともに、これまでは個別に機能してきた校務管理（校務支援）機能と学習管理機能（LMS）及び教材管理機能（LCMS）を統合した県独自の教育情報システムを構築し、学校全体でICT利活用教育が推進できる環境整備を行うこととした。

特に、この教育情報システムについては、教育の情報化の取組において、国内外で急速に浸透しつつある教育クラウドの根幹をなすものであり、ICT利活用教育の本格実施には欠かすことのできないものであると考えている。

3. ICT活用の推進（主にヒューマン面の取組）

教育の情報化を推進し、期待する教育効果を得るためには、こうしたハード面の整備も必要ではあるが、それ以上に、全ての教職員がICT利活用教育推進の趣旨を十分に理解し、必要な指導力を身に付けること（資質向上）が重要であり、基本であると考えており、推進事業では、ハード面の整備にあわせて、人材育成（教職員研修）にも一体的に取り組むこととしている。

そのため、本県では、平成23年度からの推進事業の本格実施に先立ち、平成22年度には、事業推進の中核を担う教職員を養成するための指導者養成研修（事業名「ICT活用指導教員養成プロジェクト」）を実施し、その後の教職員研修の在り方や進め方等についての検証を行った。

その上で、平成23年度からは、組織的・継続可能な人材育成システムを構築することとし、学校の枠を超えた事業推進の中核を担う佐賀県教育情報化推進員（以下、「推進員」という。）の育成並びに全公立学校の管理職を対象としたマネジメント研修の義務化及び各学校における教育情報化の推進役となるリーダー（以下、「推進リーダー」という。）の育成と校内推進体制の明確化を行った。

このうち、推進員については、教職員研修のための資料作成や模範授業の実施等を担当する、他の範となる人物であることから、大学や企業関係者等の有識者を交えた合同研修会への参加、国内外での先進事例の体験・収集など、自らの資質をさらに向上させ、他の指導に活かす取組を行っている。

また、推進リーダーについては、各学校において、ICT利活用教育推進の中核的役割を担う人物として、事業推進のための校内研修を円滑かつ効果的に実施する目的で学校長が所属職員の中から指名した者であるが、現在は、まだ推進事業も緒に就いたばかりであることから、校内研修の実施に先立ち、県教育委員会が実施する電子黒板や学習者用端末等のICT機器の操作や教育工学に基づく教授法の考察、校内研修の進め方等についてのスキルアップ研修の受講を義務付けている。その上で、推進リーダーは、各所属校において、学校長と連携し、全教職員を対象としたICT利活用教育推進研修を行い、学校全体でICT利活用を推進することとしている。

加えて、県立学校の教員採用試験においても、平成23年度と24年度は第一次試験の中でICT利活用教育に関する知識を問う設問を設けたが、平成25年度からは、第二次試験（最終試験）において、電子黒板を用いた模擬授業を導入することとしている。



写真1：県民説明会でのデジタル教材の展示

4. 取組の現状

推進事業では、ICT機器の整備と県独自の教育情報システムの構築及び人事育成を一体的に進めることとしているが、平成24年度は、それぞれの分野について、これまで取り組んできた実証研究の成果分析を行い、改めて、ICT利活用教育の持つ教育効果と課題について整理し、利点はさらに伸ばし、課題に対してはその解消のための手立てを講じているところである。

このうち、機器整備については、平成23年度の実証研究の成果等を踏まえながら、平成24年度中には未整備の県立中学校（併設型中学校）並びに県立特別支援学校（小・中学部）全校を対象に、全ての普通教室に電子黒板と校内無線LANの整備を行うとともに児童生徒全員に1人1台の学習者用端末の整備を終えることとしている。

さらに、新たな実証研究校として県立高校5校（普通科2校、農業科・家庭科併置校1校、工業科1校、商業科1校）を指定し、高等学校におけるICT利活用教育の本格実施に向けた課題の抽出と対応策の検証を行うこととしている。

次に、県独自の教育情報システムについては、平成23年度は、ICT利活用教育の全県実施に向けて必要な機能の確認を行うためのプロトタイプを創り、実証研究校を対象に実際の教育活動の様々な場面で活用してみるなどの実証研究を行うとともに、推進事業の本格実施に必要なシステムの構築のための基本設計を行った。その上で、平成24

年度には、新たな開発チームを組織し、具体的な詳細設計と開発作業に取り組んでいるところであり、平成25年4月からの本格稼働につなげることとしている。

最後の人材育成については、教育情報化推進室が中心となり、県教育センターや教育事務所、市町教育委員会及び推進チームと連携しながら、推進リーダーの育成と県内の全公立学校に所属する全教職員のICT利活用力の向上に努めているところである。

また、佐賀県では、教育現場において特に顕著な実践的指導力を有し、児童生徒のために優れた教育活動を行っている教員については、「スーパーティーチャー」として認証しているが、平成24年度からは、ICT利活用教育分野についても認証の対象とすることとした。



写真2：佐賀県立武雄青陵中学校の授業風景

5. 今後に向けて（方向性）

現在、こうした本県の取組については、県のホームページでの公開や実証研究校での公開授業の実施など、全国に向けて、ICT利活用教育の教育効果の高さや推進する上での課題等についての情報発信を積極的に行っているところであるが、いよいよ、平成25年度からは、推進事業の対象を県立高校及び特別支援学校（高等部）にまで拡大し、順次、電子黒板や校内無線LANの整備を行うとともに、生徒1人1台の学習者用端末を用いた教育活動を実践していくこととしている。

これにより、今後は、佐賀県では、小・中学校に加え、高校や特別支援学校でもICT利活用教育が実施されることとなり、ICT機器の整備から教育情報システムの運用、人材育成（教職員研修と新規教員の採用）まで、全国の自治体や学校が教育の情報化を推進していかれる際に必要となる情報提供の場として活用していただければ、本県としても励みとなり、なお一層の取組の充実につなげることができるものと考えている。